

令和5年第5回教育委員会議事録

令和5年3月20日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和5年3月20日（月）午後2時00分～午後3時44分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 学校整備担当部長 中村 一郎
学校整備課長

生涯学習担当部長 関谷 隆 庶務課長 村野 貴弘
学校ICT担当課長

学務課長 松下 美穂子 特別支援教育課長 正富 富士夫
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 宮崎 敬司 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター所長 佐藤 正明 済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター
統括指導主事 鈴木 壮平 済美教育センター
教育相談担当課長 保土澤 尚教

中央図書館長 原田 洋一

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当課長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第13号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第14号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第16号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第29号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第33号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第36号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第37号 杉並区立社会教育センター駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第38号 杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第39号 杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第40号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正
- 議案第41号 杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正について
- 議案第42号 「杉並区立図書館サービス基本方針」の策定について
- 議案第43号 教育財産の用途変更について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 令和5年度 杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

- (4) 小学校及び特別支援教育教科用図書採択事務について
- (5) 「令和4年度 杉並区立図書館運営状況報告書」について

目次

議案

議案第13号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	8
議案第14号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	9
議案第15号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第16号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
議案第17号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
議案第18号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
議案第19号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
議案第20号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第21号	杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第22号	杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第23号	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第24号	杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第25号	杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第26号	杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第27号	杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	12

議案第28号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第29号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第30号	杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第31号	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第32号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第33号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第34号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第35号	杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則	17
議案第36号	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	17
議案第37号	杉並区立社会教育センター駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	17
議案第38号	杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則	17
議案第39号	杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則	20
議案第40号	杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正	21
議案第41号	杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正について	22
議案第42号	「杉並区立図書館サービス基本方針」の策定について	31
議案第43号	教育財産の用途変更について	33

報告事項

- (1) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 34
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・ 36
- (3) 令和5年度 杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について・・・・・・・・・・ 36
- (4) 小学校及び特別支援教育教科用図書採択事務について・・・・・・・・・・ 38
- (5) 「令和4年度 杉並区立図書館運営状況報告書」について・・・・・・・・・・ 40

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和5年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案31件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議題に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第13号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

私からご説明させていただきます。

教職員が利用する校務基盤システムにつきましては、既存のデータセンターの運用をクラウド化することや、校務系と学習系のデータの共用のために既存ネットワークを統合するなどの再構築が必要となっております。

また、済美養護学校に学校運営協議会を設置することに伴いまして、学校支援課学校支援係の分掌事務を見直す必要がございます。

更に、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえまして、区としても地域移行に向けた推進計画等を策定し、現在実施している「部活動支援事業」の見直しを含め、実情に即した中学校部活動の地域移行に取り組んでいく必要がございます。

これらのことから、「庶務課学校ICT環境整備担当係長」の分掌事務を追加するほか、学校支援課におきましては、「学校支援係」の分掌事務から学校評議員に係る規定を削り、「部活動改革担当係長」を新設することといたしました。

これらの組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」の2ページの上の方を

ご覧ください。

第5条の庶務課、「学校ICT環境整備担当係長」の分掌事務に「区立学校校務基盤システムの再構築に関すること」を追加してございます。

次に、このページの中ほどをご覧ください。

学校支援課におきまして、学校支援係の分掌事務から「学校評議員」に係る規定を削るものでございます。

最後に、同じくこのページの下の方をご覧ください。

学校支援課の「新しい学校づくり担当係長」の分掌事務から「部活動の支援に関すること」を削り、新たに「部活動改革担当係長」を加え、分掌事務として「部活動の地域移行に関すること」等を定めてございます。

その他、第3条及び第4条におきましては、規定を整備してございます。

最後に、施行期日でございますが、令和5年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第13号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第13号につきましては原案とおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第14号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き、私の方からご説明させていただきます。

区では、校外学習施設として菅平学園、富士学園及び弓ヶ浜学園を開設し、各施設で移動教室を開始した当初から現在まで、嘱託医制度を実施して参りました。

しかし、現在は、嘱託医を受診しないことが多くなり、移動教室を開始した当初想定していた嘱託医制度に即していないものとなったことから、嘱託医を廃止することといたしました。

このことから、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第1条におきまして、杉並区教育委員会に置く非常勤職員から「嘱託医」を削るほか、別表に定める「嘱託医の報酬の額」を削るものでございます。

施行期日でございますが、令和5年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 嘱託医がいなくなるということは、万が一、例えば病気になったりとか、そういう場合にはどういう対応になるのでしょうか。

学務課長 現在においても、嘱託医さんのほかにも、近隣の小児科の先生ですとか、救急の医療機関の方を受診をするといったことをしております。特に夜間ですと、嘱託医さんはやっていない時間帯になりますので、救急病院を受診をするというような対応をしております。

今後もしそういった形で引き続き同じように対応させていただきたいと考えております。

教育長 ということは、特に問題はないということですね。わかりました。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第14号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第13号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第3、議案第15号「杉並区立学校の管理運営

に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き、私の方からご説明させていただきます。

区では、令和5年度より、済美養護学校に学校運営協議会を設置することといたしました。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第24条の2の規定におきまして、学校評議員に係る規定を削るものでございます。

施行期日でございますが、令和5年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第15号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第15号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整備として関連がありますので、次に申し上げます16議案を一括して上程いたします。

日程第4、議案第16号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第17号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第18号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第19号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を

改正する規則」、日程第8、議案第20号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第21号「杉並区幼稚園教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第22号「杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第23号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第13、議案第25号「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第26号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第15、議案第27号「杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第16、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第17、議案第29号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第18、議案第30号「杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第19、議案第31号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上16議案について、引き続き私からご説明させていただきます。

この度、「定年条例」の一部改正によりまして、令和5年度から、職員の定年年齢が60歳から段階的に65歳までに引き上げられるところがございます。

一方、地方公務員法の一部改正によりまして、『60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、定年前に退職した職員を「短時間勤務の職」で再任用することができる制度』として、「定年前再任用短時間勤務制」が導入されました。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があることから、関連する規則を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、地方公務員法の引用条項を改めるほか、現行の「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、用語を改めるものでございます。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、議案第16号の「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等

に関する条例施行規則の一部改正」につきましてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条の「正規の勤務時間」の規定において、地方公務員法の引用条項を改めるほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に用語を改めるものでございます。

このほか、第12条の「年次有給休暇の単位」、第14条の5の「再任用職員等に関する年次有給休暇の特例」などの規定においても、同様の改正を行うものでございます。

議案第17号の「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正」につきましても、議案第16号と同様の改正を行うものでございます。

これ以降の議案につきましても、基本的には、議案第16号と同様に引用条項及び用語を改めるものでございます。

以降の議案の説明の際には、お手数をおかけしますが、新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。

次に議案第18号につきましては、第3条において、引用条項及び用語を改めるものでございます。

議案第19号につきましても、議案第18号と同様の改正を行うものでございます。

次に議案第20号につきましては、第3条において、引用条項を改めるほか、制定附則において、60歳を超えた職員に係る給料の調整額の計算方法を定めるものでございます。

次に、議案第21号につきましては、第3条において、引用条項を改めるものでございます。

議案第22号につきましても、議案第21号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第23号につきましては、第5条において、引用条項を改めるものでございます。

次に、議案第24号につきましては、第2条において、定年前再任用短時間勤務職員に係る「管理職手当の額の計算方法」を定めるほか、制定附則において、60歳を超えた職員に係る手当の計算方法を定めるものでございます。

議案第25号につきましても、議案第24号と同様の改正を行うものでござ

ございます。

次に、議案第26号につきましては、第2条において、定年前再任用短時間勤務職員に係る「管理職員特別勤務手当の額」を定めるほか、制定附則において、60歳を超えた職員に係る手当の計算方法を定めるものでございます。

議案第27号につきましても、議案第26号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第28号の「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正」につきましては、第4条において、引用条項及び用語を改めるほか、給与改定に伴いまして、勤勉手当の支給割合を定めてございます。

議案第29号につきましても、議案第28号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第30号につきましては、第2条において、定年前再任用短時間勤務職員に係る「義務教育等教員特別手当の計算方法」を定めるほか、制定附則において、60歳を超えた職員に係る手当の計算方法を定めるものでございます。

議案第31号につきましても、議案第30号と同様の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、いずれの議案につきましても「令和5年4月1日に施行する」と定めるほか、必要な経過措置を定めてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認等を得ております。

また、議案第28号及び第29号につきましては、地方自治法の規定に基づき区長の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 本当にすごい基本的なことを聞いてしまって申し訳ないんですけども、杉並区幼稚園教育職員ということは、子供園の先生方と捉えてよろしいですか。

庶務課長 さようでございます。

伊井委員 はい、ありがとうございます。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第16号から第31号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第16号から第31号までにつきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、給与改定に伴う所要の規定の整備として関連がありますので、次に申し上げます3議案を一括して上程いたします。

日程第20、議案第32号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第21、議案第33号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第22、議案第34号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、以上3議案について、引き続き私からご説明させていただきます。

昨年10月の特別区人事委員会の勧告は、期末手当については、令和5年度以降、3月に支給しないこととするものでございました。

この勧告の内容を実施することに伴いまして、所要の規定を整備する必要があることから、関連する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、議案第32号の「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正」についてご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第2条の「支給対象外職員」及び、2ページ、第14条の「支給日」の規定において、3月に期末手当を支給しないことによる規定の整備を図るほか、第5条におきましては、「欠勤等の日数の算定」に、高齢者部分休業をしている職員として在職した期間等を加えるものでございます。

議案第33号につきましても、議案第32号と同様の改正を行うものでご

ざいます。

続きまして、議案第34号の「会計年度任用講師の給与及び費用弁償規則の一部改正」についてご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。

第21条の「期末手当の支給対象外職員」及び、第27条の「期末手当の支給日」の規定において、3月に期末手当を支給しないことによる規定の整備を図るものでございます。

最後に、附則でございしますが、いずれの議案につきましても「令和5年4月1日に施行する」ことを定めるほか、必要な経過措置を定めてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

お願いいたします。

折井委員 すみません、説明を聞き逃してしまったのかもしれないんですが、議案第32号と第33号の新旧対照表の新しい(11)に記載のある「高齢者部分休業」というのは、短時間勤務とイコールということでしょうか。

庶務課長 高齢者部分休業を簡単に説明させていただきますと、定年が延びますので、60歳を過ぎて働く方の働き方の一環として、部分休業が取れる制度が新たに設けられるんですね。1日2時間まで、30分単位でそういう休業をとれることになりました。

折井委員 短時間勤務というのではなくてですか。

庶務課長 短時間勤務ではなくて、部分休業というものになります。今回の規則改正においては、ボーナスの査定において、高齢者部分休業については3分の1が欠勤扱いとなります。

折井委員 わかりました。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第32号から第34号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第32号から第34号までにつきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、指定管理者制度の導入に伴う所要の規定の整備として関連がありますので、次に申し上げます4議案を一括して上程いたします。

日程第23、議案第35号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第24、議案第36号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第25、議案第37号「杉並区立社会教育センター駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第26、議案第38号「杉並区教育委員会における公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則」、以上4議案について、引き続き私からご説明いたします。

区は、社会教育センター及び高円寺地域区民センターの長寿命化改修を行うとともに、これらの施設に指定管理者制度を導入することといたしました。

改修後の施設につきましては、令和5年8月1日から再開することとなっておりますが、再開に先立ちまして、令和5年4月1日から、指定管理者による管理の業務を開始いたします。

このことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、資料に沿って、ご説明いたします。

はじめに、議案第35号の「社会教育センター処務規則」の主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第3条において、社会教育センターの施設の利用等の分掌事務から、指定管理者に行わせる管理の業務を除く旨を定めるものでございます。

施行期日でございますが、令和5年4月1日としてございます。

次に、議案第36号の「社会教育センター条例施行規則」の主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

改正後の第2条においては、「定例休館日」を「第2木曜日」とするほか、「臨時休館日」を定めることができる旨を規定してございます。

次に、改正後の第3条においては、「開館時間」を「午前9時から午後9時まで」と定めてございます。

第8条から第13条までにおきましては、指定管理者制度を導入することに伴い、規定を整備してございます。

4ページをご覧ください。

改正後の第14条から第17条までにおきましては、「指定管理者の指定方法」、「事業報告書」等を定めてございます。

このほか、別表及び様式におきましても、指定管理者制度を導入することに伴い、規定を整備してございます。

施行期日でございますが、一部の規定を除きまして、令和5年8月1日としてございます。

続きまして、議案第37号の「社会教育センター駐車場規則」の主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条において、「開場時間」を「午前8時30分から午後10時まで」と改めてございます。

改正後の第3条においては、「休場日」を「年末年始の休日」とするほか、「臨時休場日」を定めることができる旨を規定してございます。

改正後の第5条から第8条までにおきましては、指定管理者制度を導入することに伴い、規定を整備してございます。

施行期日でございますが、令和5年8月1日としてございます。

最後に、議案第38号の「教育委員会公共施設予約システム、さざんかねっと規則」の主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条及び第6条におきまして、指定管理者と読み替える等の、規定を整備してございます。

施行期日でございますが、令和5年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

伊井委員 いよいよセッション杉並が再開されるということで、また区民の方々に前向きにご利用いただけるといいなと思いますけれども、資料にある申請書について、宛名は指定管理者名になるということかということと、これまでセッション杉並を使ってこられた方とか、また新たに使われる方々にとって、書面とか使い方に大きく変化があるのかどうかということ、この2点をお伺いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

生涯学習推進課長 申請書の方は、指定管理者宛ということになります。

それと利用者の方々に何か特別に変わったことが生じるかということでございますけれども、特に指定管理になってからとって変更はございません。

伊井委員 長い間お待ちかねだったと思うので、いい形をご利用いただけるといいなと思います。ありがとうございました。

對馬委員 この資料の中にたくさんの恐らく利用者の方が社会教育センターに提出するような、使用申請書とか証明書とか、たくさん付いているんですけども、これは今の時代、デジタルになったりとか、そういうことはないのでしょうか。

生涯学習推進課長 ほとんどの方がさざんかねつとによってお申し込みをされますので、これらの書類を使われる方は窓口に直接いらっしゃる方ということで、その際には受付の方で丁寧にご説明して、書いていただくということでございます。

對馬委員 ほとんどの方はこの書類は実際にはお使いになっていないということですのでよろしいですか。

生涯学習推進課長 委員ご指摘のとおり、さざんかねつとでのお申し込みがほとんどですので、書類はそれ以外の方がご利用いただくということです。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括し

て採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第35号から第38号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第35号から第38号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第27、議案第39号「杉並区立図書館協議会規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き、私からご説明させていただきます。

現在の図書館協議会委員の任期は令和5年6月までとなっていることから、令和5年度当初に新たに委員を委嘱する必要がございます。

また、杉並区教育ビジョン2022及び同推進計画に基づきまして、「杉並区子ども読書活動推進計画」を策定し、また、「杉並区立図書館サービス基本方針」を策定することとしてございます。

これらの計画等を踏まえた今後の図書館運営におきましては、社会情勢の変化に柔軟に対応することが求められることから、より多様な人材にその運営に参画してもらう必要がございます。

そのため、図書館協議会の委員の要件を見直すことといたしました。

このことに伴いまして、図書館協議会委員の区分を改めるため、規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」の2ページをご覧ください。

第4条におきましては、条例第7条1号に規定する「学校教育及び社会教育の関係者」である6人以内の委員の区分を定めているところでございますが、この区分につきまして、「小学校及び中学校の代表者」を「学校教育の関係者」に改めるほか、「社会教育団体が推薦した当該団体の代表者」を「社会教育団体の関係者」に改めるものでございます。

また、「区内大学図書館」及び「図書館利用者団体」の「代表者」につきましても、それぞれ「関係者」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、令和5年4月1日にするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

對馬委員 区立小学校及び中学校の代表者というのは多分今は校長先生が1名ずつかと思うんですけども、これが学校教育の関係者ということになると、例えば区内の高等学校の先生とか、そういった方も含まれるということでしょうか。

中央図書館館長 はい、委員のおっしゃるとおり、今後はそういう方も対象となるということになっております。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第39号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第39号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第28、議案第40号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部改正」を上程いたします。

引き続き、私の方からご説明させていただきます。

この度、教職員表彰の対象に「区立学校に勤務する会計年度任用職員」を加えるほか、令和5年度から、済美養護学校に「学校運営協議会を設置する」ことに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規程を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第2条の教職員の定義を改めまして、「会計年度任用職員」を加えるものでございます。

次に、第10条の被表彰者の推薦の規定におきまして、「学校評議員」に係る規定を削るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和5年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。

教育長 対象の範囲を広げたということで、例えばこれは会計年度ですから、学校司書とか、そういう人たちも対象になると考えてよろしいんですよね。

庶務課長 おっしゃるとおりでございます。

對馬委員 会計年度任用職員を足したということですが、先ほど審議の中にも出てきたような、いわゆる再任用の方とか、そういった方は対象ではないのでしょうか。

庶務課長 再任用の職員はもともと対象になってございます。

他によろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第40号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第40号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第29、議案第41号「杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正について」を上程いたします。

引き続き、私の方からご説明させていただきます。

令和4年12月14日付け、教育委員会において決定された「杉並区教育ビジョン推進計画の修正に関する基本方針」に基づき、杉並区教育ビジョン2022推進計画について、策定後の社会経済環境や状況の変化等に対し、機動的に反映させるため、杉並区実行計画等の一部修正との整

合を図り、一部を修正いたします。

修正の概要でございますが、修正した計画事業数は7事業でございます。うち杉並区実行計画及び施設再編整備計画の修正により、当該教育ビジョン推進計画を修正したものが5事業、教育ビジョン推進計画のみ修正を行ったものは2事業でございます。

独自に修正したものにつきまして、一つは基本方針1・計画事業3の「教育相談体制の充実」でございます。こちらは主として令和5年度新たに行います不登校特例校等に関する調査・研究につきまして、追加修正をしております。「学校に登校できるようになる」ことだけを目標とするのではなく、児童・生徒が主体的に自分の進路を選択し、社会的な自立を目指していけるよう、オンラインによる学習の工夫や、不登校特例校等に関する調査研究を行うものでございます。

二つ目は、基本方針4・計画事業3の「主体的に学び続ける教員の育成」についてでございます。こちらは、体制を変更し、拡充するものでございます。教員の主体的な学びの充実と専門性の向上を図るため、教科等教育推進委員会を廃止し、教育委員会研究推進事業を活用した研究や学校の要請に応じる訪問型研修を拡充するものでございます。

そのほか、計画事業5事業につきましては、令和5年1月に決定いたしました杉並区実行計画等の一部修正において修正を行ったもので、整合を図るため教育ビジョン2022推進計画においても修正を行いました。

一つは、基本方針1・計画事業10の「部活動支援の充実」でございますが、こちらは、国において「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、区としても地域移行について検討する必要があるため追加いたしました。

二つ目は、基本方針3・計画事業1の「区立学校の増改築」でございます。こちらは、済美養護学校中学部の済美教育センターへの移転について、近隣住民への配慮等により、設計及び工事期間を変更する必要が生じたため、修正といたしました。

三つ目に、基本方針3・計画事業6の「社会教育センターの長寿命化改修」について、工事期間が延長したことから、再開時期を変更いたしました。

四つ目の基本方針4・計画事業6の「新しい学校づくりの推進」と五

つ目の同方針計画事業12「学校施設を活用した学びの拠点づくり」については、学校施設の有効活用の取組の中で実施している高円寺学園のモデル事業において、現在の課題を踏まえた適切な見直しを行う必要が出てきたことに加えて、「さざんかねっと」への統合を視野に全校を対象として検討を行うことから、全体スケジュールの再構築を行うこととなったため、これに合わせてスケジュール等の修正を行うこととなりました。

教育ビジョン2022推進計画の修正内容の詳細については、資料1のとおりでございます。

最後に今後の主なスケジュールについて、本教育委員会にてご審議いただいた後、区議会に報告、公表して参りたいと考えてございます。

説明につきましては以上でございます。

議案の朗読は、省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 今回の杉並区教育ビジョン2022推進計画の一部修正について、全面的に賛成するものであります。

感想を二つ、申し上げます。

一つ目は、計画事業3の「教育相談体制の充実」です。

やはりこの間、コロナ禍において、不登校児童・生徒が本当に増大したということがずっと言われております。そして、また4日前のニュースでは、児童・生徒の自殺者が過去最大になったことが大きく報じられていました。やはり、今、児童・生徒が置かれている状況というのは、大変厳しいものがあると思います。

そういったことに対して、各学校での取組を支えていく上で、やはり区としての教育相談体制の更なる充実というのが必要になってくると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

二つ目は、基本方針4の計画事業3のところの「主体的に学び続ける教員の育成」のところです。

やはり、現在のように、変化の激しい先行き不透明な社会において、未来を切り開いていく子どもたちを育てていくために大事なものは、やはりそれを支える教員をどう育てていくか、支えていくかということにあると思います。

そんなことを考えた時に、やはり日常的な各学校での校内研究、校内研修等の取組、これを基本にしながら、やはり杉並教育研究会とか、あるいはまた、区の教育課題研究指定校の指定とか、様々な取組を通して進めていくということが大変大切になっていると思っています。

先週末に実は教育課題研究指定校の井荻小学校で教育DX、ICT活用を含めて取り組んできた、この1年間の中間報告会がありました。

その時に、文科省の教育DX推進室の室長の桐生先生が来てくださいました、非常にわかりやすい、とてもいいお話をしてくださいました。

私たちが今置かれている状況、世界的な動向、その中で、今私たちがどんな立ち位置で、どんなことをこれから取り組んでいけばよいか、その辺について大変貴重なご示唆をいただくことができました。

やはり、今よく言われている主体的・対話的で深い学びというのは、子どもたち自身が自ら考えて取り組んでいくということで、そのことが、いわばこれからを切り開いて、作り上げていく、大事な基礎になっていくということであると。しかしやはりその辺について、この間、各学校での取組などを見ましても、例えばコロナ禍においてなかなか思うように授業づくりができていない状況があったりとか、困難な厳しい状況があったりということも伺いました。

また、タブレット端末の導入や、ICTの活用ということは、もうあたり前のように進んできているのですが、逆にその中で、なかなか良い授業が見られなくなってきたということも言われています。やはり、改めて授業の改善・充実と、より良い授業の実現、子どもたちの深い学びの実現に向けた取組ということが大切になってくると思っています。

今回伺った中で、訪問型研修ということが特に新しく出てきているのかなと思いました。やはりこれから、済美教育センターと各学校現場が密接に関わり合うことを通して、授業の改善・充実、子どもたちのより深い学びの実現に向けて、取組が進むことに大いに期待しております。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

済美教育センター所長 ありがとうございます。

児童・生徒が主体的に学び続ける、そんな仕組みをつくるということで、今回、来年度の教員研修の大幅な見直しを図っております。

これまでセンターで集合型、また、センターからオンラインで発信するような、いわゆる一斉一律の研修の形が随分あったんですが、そうい

ったものは縮小いたしまして、先生たちのニーズに応じて、先生たちが主体的に自分たちで研修をする。そこにセンターの指導主事を派遣したり、様々な人材を投入することで、学校がより学びやすく、自分たちの課題に応じて学べる、そんな仕組みをつくっております。

また、教育課題研究指定の学校に加えて、今年ICTについて学ぶグループを作ったんですけれども、来年度からいろんな教科に広げて、そちらの応募を募集したところ、40数名の教員が自主的に学びたいというようなことで、今手を挙げております。

そういった先生たちを通して、日々の授業の改善を図るとともに、今の新しい技術と、これまでのノウハウ・技術をミックスした上で前に進めていきたいというふうに考えております。

教育相談担当課長 私からは、教育相談体制の充実について、少しお話をさせていただきます。

学校と教育委員会とが一体になって、様々な状態・状況の子どもたちのサポートをしっかりと行っていきたいと考えております。

その上で学校では、不登校状態、どの子も不登校になる、そういった可能性はあるわけですが、不登校が問題ということではなく、学校と連携していきながら、そういった子どもたち一人ひとりへの理解を確実に進めていただくということが1点、そして不登校の未然防止、予防的な対応、ここも学校としては特に力を入れて取り組んでいただくというところを引き続きお伝えをしていきたいと思っております。

その上で教育委員会といたしましては、そういった学校の取組をサポートしつつ、本当に様々な状態のお子さんがあるので、学びの選択肢、どんな状況であっても、いろいろな選択肢があるというその学びの選択肢を広げていくという意味で、これまで取り組んできているさざんかステップアップ教室であったり、ふれあいフレンドであったり、ICTの活用であったり、更には不登校特例校の設置を見据えた研究も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

折井委員 私は12ページにございます教員の育成のところについて、ちょっといくつかお伺いしたいことがあるんですけれども、教科等教育推進委員会が廃止されるということで、今まで私がよく知っているのは、外国語、英語とかなんですけれども、それに参加されていた先生方はかな

り意欲的にリーダーシップを発揮してくださっていたという印象がございましたので、これを廃止してしまうのが、ちょっともったいないかなって思うんですけれども、今後こういった先生方が、学校単位ではなく、教科で集まるようなそういったグループをつくるというようなことはあるんでしょうか。

統括指導主事（鈴木） まず教科等教育推進委員会を廃止した経緯ですが、この委員会では学力調査の問題作成とか分析等も担っていたのですが、タブレット活用に伴うICT化が進みました。また一斉一律の集合型研修、こういったものも担っていたわけですが、これについても先ほどありましたとお見直ししていくという流れの中で、次代を見据えた研究と人材育成を一体化するというように、発展的に移行していくという考えです。

先ほど申しあげました40数名の応募があったグループ研究の中に、外国語のグループも作っておりますので、そこで教科等にじっくりと研究し、それを区内に広めていくというような、そういった仕組みに発展的に移行するというような考え方でございます。

折井委員 わかりました。

この表になっているところの2023年度の教科等教育推進委員会廃止の下にある「研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及及び研究実施」、これがそのグループのことなんですね。わかりました。

でもう1点が、オンデマンドですとか、オンラインの研修を増やして、それを先生方に見てもらいたいという方向性は、私自身、当然賛成ではあるんですが、一方で、そういうのが得意な先生だとか、ある程度頑張ろうっていう気持ちになっている方は、どんどん見てくださって、質問をしてくださってという形で、成果に繋がっていくと思うんですけど、なかなかそういう気持ちになれない、そしてどちらかという研修を受けた方がいい方ほど、なかなか研修に積極的になれないというような傾向もありますので、オンラインで用意したからね、見れる時に見てねといっても見てくれないのではないかとこの恐れがあります。それをどうするのか。いわゆるある程度の層を伸ばしていくということもとても大切である一方で、底上げというものが必要ですよ。特に私が関わっています外国語ですと、トレーニングをあまり受けないままで、教員として現場に投げ込まれるような状況がある中で、そういう見といてね、と

いう研修がどれほどの実効性があるものなのか。あと、オンラインの大学ですと、もう10年、15年くらい前から随分とオンデマンド、オンラインの授業をやっているんですが、そうすると本当に顕著な傾向として、オンラインなり、オンデマンド授業を見ただけだとだめなんですよ。やはりそれを咀嚼して、何かの形でアウトプットをするとか、まとめるとか、ディスカッションをするとか、そういったステップがないと、学生は聞いたことを右から左に流してしまっていて、何を話したかなって聞くと、まったく頭に入っていないんですね。そういった状況が、現職の教員であってもあるのかなと思うので、やはりそのオンライン研修というものには何か抱き合わせで、それをちゃんと活用できるような仕組みを今後作っていく必要があるというふうに私は思いました。

以上です。

統括指導指導（鈴木） ありがとうございます。

教員の主体性だけに任せるのではなく、やはりそこは学校と一体となって人材育成に努めないといけないというような課題意識を持っております。

今回の動画の研修の充実の狙いは、やはり入口の部分です。

例えば、教務主任に興味がある教員が、教務主任向けの研修を見れたり、またはベテランでも若手研修のところを見て、学び直したりなど、そういう選択肢を広げるということ。ICTを活用することにより、気軽にそういったことができるようになります。ただ、おっしゃるとおり、それで終わってしまっては力がつきませんので、先ほどの学校訪問型の研修、そういったところを充実させていくわけですが、やはり今回の教員免許の更新制廃止に伴って、管理職と教員がしっかりと課題意識を持って、校内で人材育成するという方針が示されたので、そこをいかに訪問型のところで支えていくかということが課題だと考えておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。

済美教育センター所長 ちょっと付け足しをさせていただくと、今回の教員研修の見直しをしたのは、やはり若手教員研修とか、職層研修とか、主任会とか、一定のレベルの研修は保ちつつ、そこにオンライン、オンデマンド、アーカイブといったこうデジタルという部分を組み合わせ、かつそこに先ほどの要請型、訪問型の研修を合わせて、一体的に先生たちを育てるというか、そういった研修の体制ができないかということで、

今回見直しをいたしました。

先ほどのオンラインやオンデマンドの動画もそのままではなくて、やはりそれプラス学校のニーズに応じたとか、実態をしっかりと把握した上で、訪問型研修を行うとか、あとは出前授業等もあるので、その出前授業をする前に動画を見てもらって、それを元にディスカッションをするなど、いろいろなものを総合的に、一体的に組み合わせていければなということで、今回研修の見直しをさせていただいております。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

伊井委員 そうすると、今までのような研修がなくなるということではなくて、それと抱き合わせでというような、更に進んだ形の研修を行っていただけるとの解釈でよろしいんですか。

統括指導主事（鈴木） まず法令研修、職層研修は全て残しております。

また必要なもの、例えば安全にかかわるものですか、そういったものも残しております。

また研修という形だけではなくて、主任会とか連絡会を生かして、必要なことはしっかり伝えていきたいと思っております。

伊井委員 わかりました。大変期待したいところなんですけれども、今先生方が持っているしゃる時間っていうんでしょうか、授業の準備もありますし、それから済美の方々も訪問ということになると、いろいろ時間調整も必要ですよ。先生側がどういう時間にそういった研修であったり、勉強であったりというところに参加していかれるかなんて辺りも、一緒にご検討していただけるといいのかなと思います。

熱心な先生であればあるほど、時間をかけてやっていらっしゃる姿もこれまでも見てきていますし、本当にいろいろなところで済美教育センターの方々からお声がけをして、取り組んでくださっている場面を見ているので、どこをどういうふうに調整していくと、というところを私のような者にはなかなか見えませんが、うまく時間配分などしていただきながら、先生方には自信を持っていけるようにやっていただけることを願うばかりです。

こういった研修も、それぞれの部会にお入りになっている方だけじゃなくて、共有できていくといいなと思うので、こういう研修をやってみますということではなくて、それを更にどう生かしていくとか、どんなことに役立てていくかというのも、40数名の方のように、自分から情報

をとっていくような方々はいいのですけれども、折井委員がおっしゃったように、そうでない方々にも届くような方策があるとありがたいなと思っております。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

統括指導主事（鈴木） ありがとうございます。

最後の共有の部分については、動画を見れるようにする仕組みの中に、教員同士がオンラインでつながるような仕組み、また、そこに何か教員が頑張って作った成果を、教材とか、そういったものもデータで共有できるような形にしますので、成果を自分のものとするだけではなくて、広げることによって、共有することによって、教員の仕事の負担軽減等も図れるかなと考えております。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。

對馬委員 関連して、この間、私たちが校長先生方とちょっとお話をさせていただいた時も、やはり最近の先生方と、校長先生方が先生になった時代と、ちょっとやっぱり時代も変わってきていると。働き方改革とかも含め、このオンデマンドとかを見る時間帯をやはり勤務時間内に作ってあげないと、もしかしたら見ないかもしれないとか、そういったことも考えられるのかなと。積極的な先生はお休みの日でも、夜でもご覧になるかもしれませんけれども、管理職の方から、この時間に見なさいよというふうに、声かけをしていただくとか、そういったことも必要になってくるのかな。集合をしないし、いつ見てもいいんだけど、見ていいよっていう時間をあげないと見てくれない場合はあるのかななんて、今ちょっと思ったりもしました。

本当であれば積極的に学んでいっていただきたいなと思うんですけれども、そういった雰囲気作りというか、日々の子どもたちのことだけ、目の前のことに追われている中で、やはり自分自身の研さんを積む時間というのも作ってねってというような声かけなどをしていただけるとありがたいかなと感じました。

感想です。

統括指導主事（鈴木） ありがとうございます。

より管理職等と連携して、そういった時間も取れるように取り組んで参りたいと思っております。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第41号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第41号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第30、議案第42号「杉並区立図書館サービス基本方針」の策定について」を上程いたします。

中央図書館長からご説明させていただきます。

中央図書館長 「杉並区立図書館サービス基本方針」は平成24年度に策定され、令和5年度を最終年度としていることから、この度、新たな基本方針を策定いたしました。

作成にあたっては、杉並区基本構想をはじめ、杉並区総合計画・実行計画、杉並区教育ビジョン2022・同推進計画との整合性を図るとともに、「杉並区子ども読書活動推進計画」及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、いわゆる読書バリアフリー法を踏まえたものといたしました。

また、図書館協議会からの意見、区政モニター等による意見聴取を取り入れました。

新たな基本方針の概要でございますが、おおむね10年後を見据えた杉並区立図書館の将来像を描き、その上で3つの視点として、「学びの場」としての図書館、「知の共同体」として図書館、「楽しい交流空間」としての図書館を挙げ、それぞれの将来像と取組の方向性を示しました。

更に取り組推進のための基盤整備として、関係機関との協働、専門家・ボランティアの育成・活用、利用者ニーズの把握と、効果的なPRの3点を挙げたものです。

新たな図書館サービス基本方針の概要及び本文については、お手元の資料の通りでございます。

今後の主なスケジュールでございますが、本教育委員会にご審議いただいた後、パンフレットを作成して、公表して参ります。

説明につきましては、以上でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 その将来像のところの3本柱って現行のものと同じじゃないかなと思うんですけども、どのような検討経過で、今回もこのような学びの場と、共同体と、交流空間っていうこの3本柱に、多分検討されてそのまま継続となったのでしょうか。その辺の経緯を教えてください。

中央図書館長 検討にあたりましては、まず事務局の中で、案を作りまして、先ほど申しました通り、様々な区政モニターとか、また今回は初めて利用者の方とかの意見聴取もした上で、図書館協議会において、まずは今の計画の状況を説明の上、今後の図書館等について議論しました。

杉並区立図書館の将来像につきましては、やはり10年前と今後の10年は違いますので、10年後の杉並、将来像については今後を見据えた内容にしてございます。

今回、主に前回と同じものにしたのは、3つの視点でございます。

「学びの場」としての図書館、「知の共同体」としての図書館、そして「楽しい交流空間」としての図書館。この主な視点については10年後も大きく変わらないのではないかな。もちろん、その中の姿とか取組の方向については、今回、いろいろな議論をしまして内容は変えてございますが、この3つの視点については前回と同様な形での位置づけになってございます。

教育長 失礼しました。そうですね、視点ですね。10年前に設定したこの視点っていうのは、私はすごく図書館の本質を突いたものになっていたんだなと。今回それを継続されてよかったなと思いました。

以上です。

對馬委員 子どもたちが一人1台タブレットを持って学習するようになってきた中で、この中でもちょっと触れてますけれども、図書館に来ない人たちはやっぱり行く必要がないと考えていると。そうだろうと思うんですが、そういった子どもたちが、この先世の中に出ていくわけで、今大人たちもスマホとか、タブレットってあたり前に持っている時代にあって、電子図書館ということが言われてきていますが、その視点をこの中のどこかに記載してありますでしょうか。

中央図書館長 まず図書館に来ない人ということでございますが、こちらの図書館基本サービス方針の5ページなんですけど、今までの図書館で行っていた利用者アンケートというのは、来た人に対するアンケートでした。今回、区政モニターアンケートにしたことで、来ていないという方が約4割という結果がありました。まずはやはりそこに向けたPRが必要であろうという視点がございます。

あとデジタルのところでございますが、こちらの方は3ページのところで、学びを支える資料を更に充実させるというところの中で、デジタル機器を快適に使用できるような環境整備ですとか、また最後の基盤整備のところにおいてもデジタル技術の活用について触れております。10年という将来像は長い期間でございますので、あまり具体的なデジタル機器の名前、例えばWi-Fiですとか、そういうことは陳腐化してしまう可能性があるんで、そういう言葉は使用しないで、デジタルという言葉のみを使っております。

今回、図書館協議会の意見の中でも、電子図書について議論がありました。ただ、今現状の電子図書は、高いとか、タイトル数が少ないとか、利用制限があるとか、なかなか課題があるということで、この段階ではまだこの基本方針の中に具体的に落とし込むのはちょっと課題があり過ぎるのではないかとということで、デジタル機器の活用等に留めたということです。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第42号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第42号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第31、議案第43号「教育財産の用途変更について」を上程いたします。

生涯学習推進課長からご説明をいたします。

生涯学習推進課長 私からは議案第43号「教育財産の用途変更について」につきまして、ご説明申し上げます。

資料を1枚おめくりください。

旧永福図書館は、これまで主に長寿命化改修期間中のセッション杉並の備品保管場所として活用して参りましたが、この度、済美養護学校中等部の済美教育センターへの移転に伴いまして、改修等工事期間中の済美教育センターの代替事務室として活用するため、4月1日付けで用途を変更するものでございます。

当該建物の概要でございますが、所在地は杉並区永福四丁目25番7号で、建物の延床面積は1,190.85㎡でございます。

最後に今後の予定でございますが、教育委員会での可決後、用途変更日をもって速やかに経理課長に引き継ぎます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。

議案第43号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、議案第43号につきましては原案のとおり可決いたします。

それでは続きまして報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づきます学校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回任命されますのは、小学校・中学校・特別支援学校あわせまして、38校、計158名となっております。

そのうち、新しく委員になられる方は、64名。この中で公募による委員が17名となっております。

任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの

2年間でございます。

各委員の区分、委員経験等は記載のとおりです。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、お願いいたします。

對馬委員 いつも話題に出ますけれども、年齢層といたしますか、若い方などは今回はいらっしゃるのでしょうか。

学校支援課長 今回20代の方がお二人、富士見丘中学校になりますけれども、新たに任命される形になってございます。

またバックグラウンドにつきましては、中学校で外部の部活動の指導員をやられていた方と、あと卒業生の方の2名になってございます。

それ以外30代も2名。お一人はPTA、お一人は弁護士の方でございます。以上でございます。

對馬委員 富士見丘中学校で2名、若い方が入られたということですが、それは、例えば校長先生とかがお声がけを積極的にしてくださったとかいう経緯があるのでしょうか。

学校支援課長 はい、そうですね。

校長先生の方からお声がけしていただいたという経緯で、今回応募されたとのことでございます。

對馬委員 そういう学校が広まっていくといいかなと、いろんな年齢層の方にかかわっていただけるといいなと思っております。

ありがとうございます。

伊井委員 今回、済美養護学校に新しく設置された学校運営協議会の委員の方が決まっておられますけれども、教えていただける範囲でどのような方々なのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

学校支援課長 医療的ケア児とか、重度の障害を抱える子ども、また、その家庭を支援するNPOの代表理事をされている方であるとか、あと社会福祉法人のこちらも代表理事されているような方。あとは町会の方と、あと地域の青少年委員さんです。

主にはそういった属性といたしますか、背景を持った方に、今回委員になっていただいております。

伊井委員 学校の特性もあるとは思いますが、今後いろいろな場面で学校

を支えていただけるといいなと思っております。

よろしく願いいたします。

学校支援課長 いよいよ特別支援学校のCS、4月に始まります。学校支援課としても、しっかり会議とか、日頃からいろいろお声を聞きながら、しっかりサポートしていきたいというふうに考えてございます。

伊井委員 よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかに、ご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、令和5年2月分の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、ご報告をいたします。

2月分の合計でございますが、全体で18件でございます。

定例、新規の内訳は、定例が17件。新規が1件でございます。

共催、後援の内訳でございますが、共催が1件、後援が17件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。

それでは報告事項3番「令和5年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育支援センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（加藤） 私からは「令和5年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、ご報告をいたします。

令和5年度の杉並区立学校及び子供園教育課程届につきましては、杉並区立学校及び子供園の管理運営に関する規則に基づきまして、3月末日までに教育委員会へ届け出を行うこととなっております。

これまでに学校、子供園との相談を経て、届け出の受理を行ったところでございます。

学期及び休業日については、同規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認める時は変更することが認められております。

まず学期につきましては令和5年度も全ての学校、子供園において3学期制として実施いたします。

続いて、長期休業日の変更についてですが、夏期休業日の変更は子供園1園、小学校22校、中学校19校、済美養護学校。

また、冬季休業日の変更は、子供園1園、小学校28校、中学校14校、済美養護学校。

更に春季休業日の始まりは、小学校29校、中学校8校、済美養護学校が変更しております。

詳細は記載のとおりでございます。

次年度は、2学期終業式の12月25日が月曜、また、小学校卒業式、中学校修了式の3月25日も月曜日となっております。暦の関係で前の週に実施する学校が多くあり、それに伴い休業日も変更されております。

最後になりますが、都民の日は月曜日となりまして、授業日とする学校はございません。

また、開校記念日は、合わせて24校が授業日としております。

私から以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 学校の教育課程の責任者は校長ですから、休業日の変更は各校長が決めればいいんですけど、例えば近くの小学校、中学校とかとの連携とか、その辺というのは校長同士、ちゃんと連絡は取っているのでしょうか。

統括指導主事（加藤） 教育長からお話しいただいた連携校、小中間の連絡というのはとっています。

センターからも教育課程の届け出の説明会では、そうした形で進めてくださいとお伝えして、また相談日がありますので、その相談日の際に、近隣校同士であまりにも日程が離れている場合には、やりとりしていただきますか、というのを担当指導主事の方から声がけをさせていただいております。

庶務課長 ほかに、ご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

す。

それでは報告事項4番「小学校及び特別支援教育教科用図書の採択事務について」、済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは、「小学校及び特別支援教育教科用図書の採択事務について」、ご説明いたします。

義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと定められております。

来年度は、小学校及び特別支援教育教科用図書の採択が予定されております。

始めに令和6年度から4年間使用する小学校教科用図書の採択事務の流れについてご説明申し上げます。

表面をご覧ください。

4月下旬を目途に教科書調査委員会を設置いたします。この教科書調査委員会が、種目ごとに種目別調査部会を設置し、この部会で全ての教科書について調査研究を行い、6月下旬に教科書調査委員会に報告いたします。

各区立小学校においても、5月から6月にかけて、学校ごとに巡回される見本本に基づき、全ての教科書について調査研究を行い、その結果を教科書調査委員会に報告いたします。

教科書調査委員会は、種目別調査部会、各小学校からの報告書、そしてアンケートによる区民からの意見を参考にして、調査研究を行い、その結果について8月上旬を目途に教育委員会に報告いたします。

教育委員会では、教科書調査委員会の報告を参考にした上で、8月31日までに採択し、東京都教育委員会に報告することになっております。

なお、教科書見本本の展示会につきましては、済美教育センターのほか、区立図書館4か所、計5か所におきまして開催し、区民からのアンケートにより意見をいただきます。

裏面をご覧ください。

次に、特別支援教育教科用図書の採択事務の流れについて、ご説明申し上げます。

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法など、関係法令によって毎年採択が行われることになっております。

規則要綱に基づき、特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級からの調査報告に基づき、教科書を調査研究し8月上旬に調査委員会から教育委員会に報告を行うことになっております。

以下は、先ほどの小学校と同じになっております。

以上、報告とさせていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 いよいよ次の教科書から学習者用デジタル教科書が本格的に導入されるということで、今回の採択にあたりまして、調査、検討、採択の流れの中で、今までのように紙ベースの教科書を見ていくのかどうか、この辺についての変更等があるのかどうかを含めて1点。

それから採択後の、実際のデジタル教科書の使用の見通し等についてわかる範囲で、方向性を教えていただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

済美教育センター所長 令和6年度から使用されます教科書につきましては、原則紙の教科書に基づいて、採択をしていただくことになっております。

令和5年度、来年度につきましては、全校で英語、外国語の学習者用デジタル教科書が導入されることになっておりまして、加えて、各学校が選択をして、1教科、いくつかの教科の中から選択をして、デジタル教科書を活用することになっております。

加えて、学校で個別の予算で買うような学校もあるんですけども、全校統一としては、1教科外国語の教科書です。

6年度につきましては、まだ文部科学省から正式な通知が出ておりませんので、はっきりわかりませんが、現在のところ紙の教科書と、学習者用デジタル教科書と併用するのではないかというふうには思っております。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

それでは報告事項5番「『令和4年度杉並区立図書館運営状況報告書』について」、中央図書館長からご説明いたします。

中央図書館長 「『令和4年度杉並区立図書館運営状況報告書』について」、まとめましたので、ご報告いたします。

1の「運営状況評価の実施概要」の「目的」と「対象」については、記載の通りでございます。

「実施方法」ですが、①「令和3年度の評価」として、例年通り、令和3年度の各図書館の取組状況について、実績数値、自己評価、利用者満足度調査に基づき、総括的評価、サービス基本方針のマトリックス10項目の評価を行いました。

②としまして、令和元年度から令和3年度の運営状況報告書で行った10の評価項目の総合的な評価に対し、令和3年度までの成果を補ったうえで、平成25年度から9年間の成果及び課題と、今後の取組の方向性をまとめました。

そして③としまして、例年通り図書館協議会評価部会が図書館による評価、実績数値、利用者満足度調査をもとに評価を行いました。

評価の内容ですが、別紙をご覧ください。

「1 区立図書館の運営状況評価の実施について」ですが、令和3年度は永福図書館がコミュニティふらっと永福との複合施設として移転改築。

また新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響として、一部図書館の開館時間の短縮や、サービスの制限がございました。

「2 令和3年度の評価」ですが、「①総括評価」として、新規登録者数や利用実績の数値は上昇いたしました。

「②評価項目の評価」ですが、「資料の充実」では、蔵書規模の適正化計画後も計画的な収集や除籍を行い、適正な蔵書規模を維持してございます。

「誰もが利用しやすい図書館に」では、永福図書館でも有料のデータベース及び国会図書館デジタル資料の印刷サービスを開始いたしました。

併せて、インターネット音楽配信サービスであります「ナクソスミュージックライブラリー」のサービスを開始いたしました。

「レファレンスの充実」では、中央図書館のWebレファレンスの件数が増加傾向にあり、非来館型サービスの増加が見込まれます。

「講座・講演会・行事の開催」については、参加人数を減らしたり、屋外で実施をするなどして感染防止対策を講じながら行いました。

「3 10項目の評価のまとめ」では、先ほど実施方法のところで触れましたが、令和元年から令和3年度に実施しました総合的な評価につきましては、平成25年度から9年間の成果及び課題と、今後取組の方向性をまとめました。

「4 図書館協議会による評価・意見」では、全体的な指摘としまして、利用者満足については、新たな新しいサービス基本方針を踏まえて、検討する必要があるのではないか。

総括的評価としましては、リニューアルで利用が増え、コストが改善されたことをもっと肯定的に評価してもよいのではないか。利用している人の満足度は高いが、利用していない人とのギャップがあるので、そこを課題として、しっかりと示した方がいいのではないか。

評価項目の評価につきましては、各図書館の特色が出ているように感じた、ウェブサイトの時に先ほどちょっと申し上げましたが、ウェブサイトのデザインは陳腐化しているので、全面的なリニューアルを検討したらどうかなどといった内容でございました。

私から以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 利用してない方が多いというのは先ほどにも出ましたけれども、前にも言いましたけど、やっぱり学校時代にどれだけ利用するかというのはすごく大きいのかなと思うので、学校との連携の中で、やはり本を貸すだけではなくて、図書館に足を運んでもらうようなことを先生からも声を掛けていただくなり、図書館に行く宿題を出してもらくなり、そういったことを含めてやっていく、図書館を使える子を育てていくことによって、やっぱり大人になってからも思い出してきてもらえる人が増えるのかなど。

でもやっぱり中央図書館は大変きれいになりましたので、いつ行っても、色んな年代の方が来ていらっしゃいます。

子ども達も保護者と一緒ではなく来ているような子もたくさん見受けられますし、パソコンを持ち込んで、資料を横に置いて、調べ物をされたりしているような方もたくさんいらっしゃいますので、その辺は入れ

物が便利になると利用者も増えるのかなという感じはしています。

もう1点、ボランティアのご協力をたくさんいただいているというふうに書いてあるんですけども、内容的なところで、恐らくおはなし会とか、展示会とか、目の見えない方への朗読であったり、そういったことが多いと思うんですけども、他に何かボランティアの方にご協力いただいている活動というのはあるのでしょうか。

中央図書館長 まず1点目の学校との連携ということなのですが、まさしく委員のおっしゃる通りで、今回の先ほどご説明しました新たな図書館サービス基本方針の中でも、しっかりと学校と連携して、子どもの時から読書に親しむ習慣をつけていこうということをうたっておりますので、取り組んでいきたいと思っております。

あと、ボランティアの方ですが、委員のおっしゃる通り、おはなし会とか、障害者への朗読等ございます。ほかにも、書架整理とか、本の修理ですね。本は痛みますので、修理にボランティアの方に参加していただいております。

対馬委員 ありがとうございます。

前にも私、言ったような気がするんですけども、例えばお年寄りであったり、小さい子、赤ちゃんとかを連れてきている方とかは、本を10数冊とか持って歩くのが結構大変で、そういう付き添いみたいなのがあったらいいんじゃないかな。

一時的にそのお父さんやお母さんが子どもを連れてきて、自分の本を選びたい時に、やっぱり小さい子は泣いちゃったり、走ったりすると、ご迷惑をおかけするという、そういう時に、例えば横に一緒について見てもらおうとか。色んなボランティアが本当はあるんじゃないかなと思っていて、恐らく図書館が好きで、ちょっとお時間に余裕のある方もいらっしゃると思うので、そういう方々にどうやって関わっていただけるのかと。他地区の図書館を視察させていただいた時なんかは、コンピューターに強い方はそこに付いてくださるとか、PRのところなんかに関わってもらおうボランティアがいるっていうお話も伺ったことなどもあるので、まだまだその辺は関わっていただくことができるのではないかなと、それによってまた交流が生まれたりとか、利用者が増えたりとか、そういうことがあるのかなと思いますので、その辺もまた検討していただければいいのかなと思います。

それと前段の部分に関しましては、やっぱり多分授業の中でもインターネットと、本との調べ物とかをする時のメリット、デメリットっていうのはやってると思うんですけど、そこをきちんとやってやっぱり本も大事だよ、というのを授業でもちゃんと何度も何度もやってもらうことと、図書館からもそういう発信ですかね、やっぱりインターネットもすごいいいんだけど、こういうところは危ないところもあるよ、本のいいところはこういうところだよというのをやっていただく。

読書っていうのは今、デジタル図書でも、個人的にはいくらでも読書ができますので、非常にやっぱり便利ではありますから、必ずしも図書館に足を運ぶ必要はない。借りても返すのが面倒くさいとか色々あると思うので、その辺を解消していく必要はあるんだろうなということは感じています。

中央図書館長 確かにボランティアって様々な形態がございますので、おはなし会とか今言ったもの以外に委員のおっしゃったようなボランティアもあると思います。

実は、来年度、何年かぶりに図書館ボランティア講座を地域大学で行ないます。その時にまた、ボランティアはどんなことができるか、またお話を聞きながら、多様なボランティアについて図書館の中でも検討していきたいと思っております。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

伊井委員 中央図書館のように建て替えて環境が整ったところもあれば、古い建物でも、採光とかを工夫して、明るい場所になっているなど、様々なご報告が各図書館からあって、そういう良いところ、すごく努力してらっしゃるところとかを、全館で共有するような場所というか、各図書館が一同に集まったり、オンラインでも、情報交換するような場所ってあるんですかね。

それとあと一つ、私たちの時代って図書館で大騒ぎしちゃいけないっていうか、声を出してもだめだし、自習の場ではなかったような部分があるんですけども、今はそういった自習の場所にもなり得るとどこかに書いてあったと思うんですけども、そういうのを拝見して、子どもの居場所って色んなところにあるといいのかなと思うので、それは私もとてもありがたいなと思いました。そこでルールを守るのもひとつの学びとなるので、ありがたいなと思いました。大人として温かい目で見

ていくところが必要だなというふうに感じました。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

中央図書館長 ありがとうございます。

1点目の関係者が集まる場でございますけれども、毎月1回館長会というのは実施してございます。

これは、13図書館館長と中央図書館の各係長が中央図書館ホールに集まりまして、様々な意見交換を行ないますので、そういう形で意見交換する場を設けてございます。

それと2点目の学習の場でございますが、昔の図書館は、図書館以外の本を読んじゃだめだみたいなことがございましたが、今中央図書館の2階が学習の場といいますか、そういう調べ物学習の部屋ということでリニューアルの際設置しまして、今多くの方がご自分がお待ちになりました書籍とか、また電源がありますので、パソコンでインターネットからご自分で研究したりしていらっしゃいます。新しい永福図書館も学習ができるテーブル席があり、そこに電源もWi-Fiもございますので、やはり新しい図書館については座席数も確保して、自分の勉強とか自分の興味のあることをやるような場になっています。

ただ、昔の図書館については、そういう場を設置するスペースがあまりないので、一応あることはあるんですが、その場が少ないということもございます。

今の図書館は決してただ単に図書館の本だけを読むのではなく、もちろん席の規制がございますので、小さいところはそういうことにしておりますが、今の図書館については、広く学ぶとなっております。

伊井委員 ありがとうございます。

様々にご尽力いただいているのだと思いました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、報告事項5番についての質疑を終わります。

教育長 それでは以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、4月12日（木）午後2時からを予定しております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日が今年度最後の教育委員会になります。

また4月からメンバーも変わるかと思えますけれど、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。